

川崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

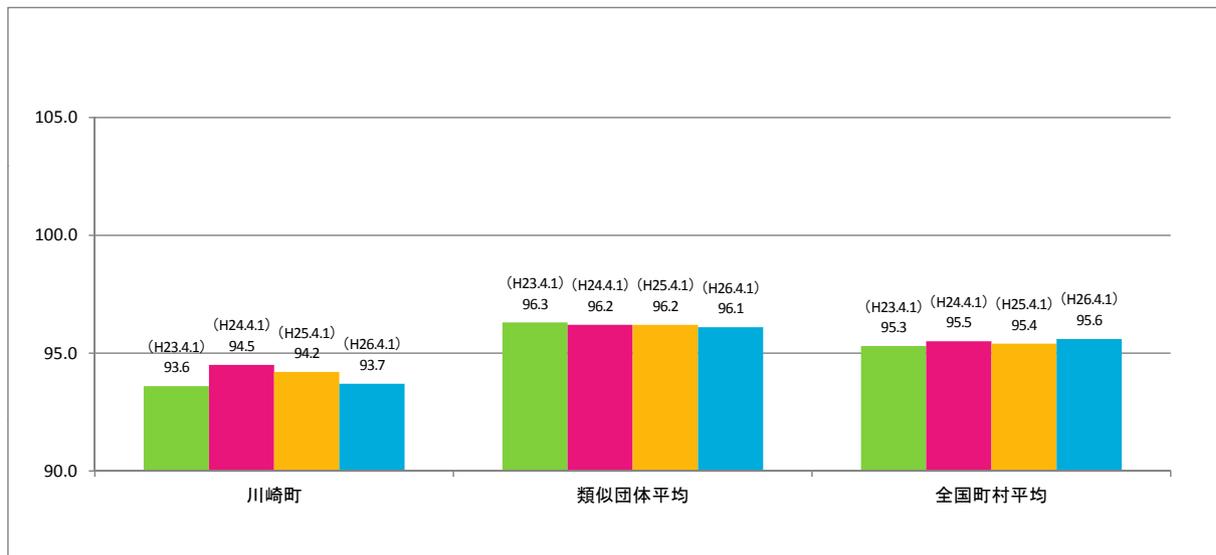
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	18,639	9,707,380	708,001	1,807,982	18.6	19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	206	753,119	116,839	278,611	1,148,569	5,576	5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸級表（一）適用職員の俸級月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級及び6級に号給を増設。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表（医療職（一）を除く。）については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 町からの支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 () 内減額前	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川崎町	43.7 歳	316,080 円	345,611 円	336,275 円
福岡県	43.2 歳	337,166 円	424,788 円	373,665 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 () 内減額前	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川崎町	54.2 歳	15 人	363,698 円	385,610 円	380,218 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	54.2 歳	6 人	364,245 円	393,157 円	386,245 円	—	—	—	—
その他	54.2 歳	9 人	363,333 円	380,580 円	376,200 円	—	—	—	—
福岡県	54.2 歳	746 人	334,701 円	382,000 円	361,249 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 27 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額」(国ベース)は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 技能労務職における民間データは、地元における同職種の基礎となるデータがないため、公表できません。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	川崎町	福岡県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,500 円	— 円
	中学卒	140,100 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満	
一般行政職	大学卒	226,100 円	324,128 円	347,542 円
	高校卒	210,850 円	302,787 円	335,386 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	340,700 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

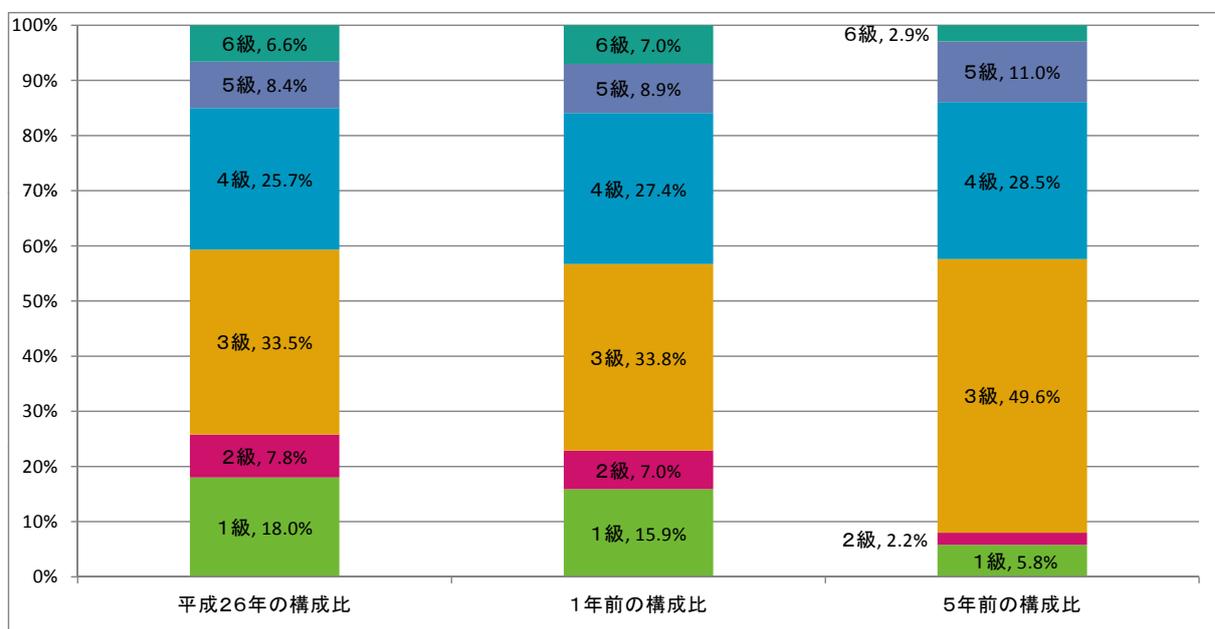
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	30 人	18.0 %
2 級	主事	13 人	7.8 %
3 級	主任主事・主査	56 人	33.5 %
4 級	係長・課長補佐	43 人	25.7 %
5 級	課長	14 人	8.4 %
6 級	課長	11 人	6.6 %

(注) 1 川崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入に向けて検討中

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川崎町	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,324 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

評定期間を2回(12月~5月・6月~11月)に分け、6月・12月各々の勤務実績について評価を行い勤勉手当に反映させている。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

川崎町	国
(支給率) 自己都合 21.62月分 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算 1人当たり平均支給額 21,126 千円	(支給率) 自己都合 21.62月分 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
福岡市	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	—		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	0.0 %		
手当の種類 (手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病等防疫作業業務	1回につき400円
災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業に従事する職員	災害応急作業業務	出勤1,300円/1H 待機1,000円/1H

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	21,929 千円
職員1人当たり平均支給年額 25 年度決算)	106 千円
支給実績 (24 年度決算)	25,354 千円
職員1人当たり平均支給年額 24 年度決算)	132 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出するさいの職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の職員総数(管理職員、教育制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 (職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円) 15歳~22歳の子については5,000円加算	同		28,153 千円	136,665 円
住居手当	借家・借間 最高27,000円 自宅 2,500円	異	住宅を新築・購入してから5年間2,500円支給	10,233 千円	49,674 円
通勤手当	普通交通機関等利用者 全額支給 自動車等使用者 2,000円~24,500円(但し、徒歩で片道2km以上であること)	同		8,657 千円	42,024 円
管理職手当	課長補佐 5,000円 5級 37,400円 6級 39,270円	異	手当率 8%~25%	11,596 千円	463,840 円
宿日直手当	日直手当 1回 4,200円 常直手当 1回 7,200円 特殊日直 1回 500円	異	1回につき500円~7,200円	246 千円	1,194 円
管理職特別勤務手当	管理監督職にある者 休日等の勤務1回につき8,000円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分]	
給 料	町 長	705,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 399,000 円
	副 町 長	(572,000 円)	700,000 円 / 409,200 円
報 酬	議 長	(298,500 円)	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	(264,300 円)	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	(245,000 円)	345,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(25 年度支給割合) 2.60 月分	
	副 町 長	加算措置 20%	
退 職 手 当	議 長	(25 年度支給割合) 3.1 月分	
	副 議 長	加算措置 25%	
備 考	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.1	(1期の手当額) (支給時期) 14,382,000 円 任期満了毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×3.0	6,864,000 円 任期満了毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

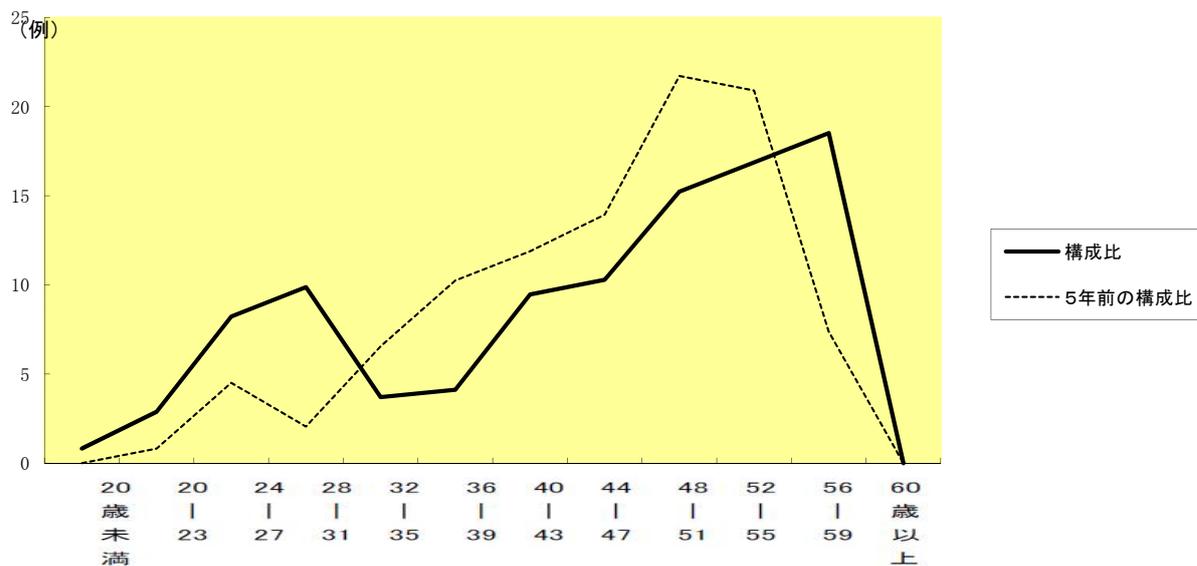
部門	区分	職員数				対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年	平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	4人	1	業務増による増	
		総務	41人	47人	6	業務増による増	
		税務	16人	16人	-		
		労働	1人	1人	-		
		農水	6人	6人	-		
		商工	4人	7人	3	業務増による増	
		土木	29人	29人	-		
		民生	49人	48人	△1	事務の統廃合縮小による減	
		衛生	16人	16人	-		
	小計	165人	174人	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.4人		
教育部門	42人	32人	△10	給食センター民間委託による減			
小計	207人	206人	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 111人			
公営企業会計部門	水道	6人	6人	-			
	その他	31人	32人	1	派遣職員増による増		
	小計	37人	38人	1			
合計		244人	244人	-	<参考> 人口1万人当たり職員数 131人		
		[256]	[256]	-			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	20歳未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	7人	20人	24人	9人	10人	23人	25人	37人	41人	45人	0人	243人

※ 上記職員数は教育長を含まない。

(3) 職員数の推移

(単位：％・人)

区 分		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
部 門	一般行政	154	151	156	155	165	174	13.0%
	増 減		△ 3	5	△ 1	10	9	20
教 育	職員数	37	40	37	38	42	32	-13.5%
	増 減		3	△ 3	1	4	△ 10	△ 5
公 営 企 業 等 会 計	職員数	54	55	37	40	37	38	-29.6%
	増 減		1	△ 18	3	△ 3	1	△ 16
計	職員数	245	246	230	233	244	244	-0.4%
	増 減		1	△ 16	3	11	0	△ 1

(注) 1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
25年度	381,096	12,697	39,472	10.4	10.9

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
25年度	6	25,295	4,845	9,332	39,472	6,579	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の減額等を踏まえた減額措置の取組 実施	減額実施期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日
減額措置の内容	
(給料)	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成21年4月1日から平成24年3月31日まで給料を3%減額	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成24年4月1日から平成25年3月31日まで給料を2%減額	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成25年4月1日から平成26年3月31日まで給料を1%減額	
(手当)	
川崎町一般職員の管理職手当の額に関する規定により平成22年9月1日から管理職手当を15%減額	

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川崎町水道事業	47.1 歳	378,883 円	529,144 円
川崎町一般行政職	43.7 歳	326,499 円	457,047 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川崎町水道事業				川崎町一般行政職			
1人当たり平均支給額 (25年度)				1人当たり平均支給額 (25年度)			
1,555 千円				1,324 千円			
(25年度支給割合)				(25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
() 月分		() 月分		() 月分		() 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～10%				・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

川崎町水道事業			川崎町一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～20%加算			定年前早期退職特例措置2～20%加算		
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	21,126 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎町	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25 年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	704 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	117 千円
支給実績 (24 年度決算)	602 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	100 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出するさいの職員数は、「支給実績 (25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員総数 (管理職員、教育職制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合そのうち 1 人につき 11,000 円) 15 歳 ~ 22 歳の子については 5,000 円加算	同		1,836 千円	306,000 円
住居手当	借家・借間 最高 27,000 円 自宅 2,500 円	同		708 千円	118,000 円
通勤手当	普通交通機関等利用者 全額支給 自動車等使用者 2,000 円 ~ 24,500 円 (但し、徒歩で片道 2 km 以上であること)	同		174 千円	29,000 円
管理職手当	課長補佐 5,000 円 5 級 37,400 円 6 級 39,270 円	同	手当率 8% ~ 25%	472 千円	471,240 円

9 職員の福祉の状況

(1) 職員の健康

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を保持するため、定期健康診断を実施している。

健康診断（年1回）

受診状況

年 度	受 診 者 数
25年度	235人

(2) 共済制度

職員の健康保険や年金制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入し、共済組合が短期給付事業（医療関係）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（総合健診・貯金・貸付）を行っている。

(3) 公務災害補償

職員が公務中や通勤途中に災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などを行う。

公務災害の状況（25年度実績）

公 務 災 害	4 件
通 勤 災 害	0 件

(4) 職員厚生会

会員の福利厚生に関する事業を実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的として、会員の掛金及び負担金で運営している。

年 度	会員掛金総額	町助成額
25年度決算	4,123千円	4,105千円
26年度予算	4,123千円	3,867千円

事業内容

慶弔給付（福岡県市町村福祉協会に加入）

職員旅行、スポーツ大会